

〔帝王編年記後三條〕長元九年十二月二日丙寅、親王宣旨、三寛徳二年正月十六日癸酉、立爲皇太弟、二年十治曆四年四月十九日庚申、踐祚、

〔扶桑略記後二十九條〕治曆四年四月十九日庚申、踐祚、廿五年戊刻關白左大臣以下公卿侍臣等、歷左衛門陣步行、參儲皇御所閑院策、神璽寶劔等資、左近權中將源信宗、右近少將藤原師兼獻之、

〔皇年代略記鳥羽〕嘉承二年七月十九日癸卯、踐祚、五、於大炊殿、今度無讓國儀、太上天皇、後白河、詔可奉、神璽寶劔、爲宣命主之由、被仰之、其後攝政已下公卿、請衛供、獻皇太子、同日、父帝崩、

〔百練抄五〕康和五年八月十七日、爲皇太子、嘉承二年七月十九日、踐祚、五以關白右大臣忠實爲攝政、

〔皇年代略記花園〕正安三年八月廿四日、立太子、五、後伏見院、繼嗣器、未生、仍爲養子、立之、德治三年八月廿六日壬子、踐祚、十二同十一月十六日庚子、卽位、

〔増鏡十二浦千鳥〕八月三、德治のはじめつかたより、内のうへ〇後二條、中略、廿三日御氣色かはるとて、世のひいきいはんかたなく、馬車はしりちがひ、所もなきまで人々はまゐりこみたれどいとかひなく、

廿五日ねの時ばかりにはてさせ給ひぬ、火のきえぬるさまにて、かきくれたる雲のうへのしぎ、〇中いはすともおしはかられなん、東宮は正親町殿へ行啓なりて、劔璽わたさる、八月廿六日、踐祚なり、十二にぞならせ給ふ、

〔皇胤紹運録〕光嚴院、嘉曆元、七、廿四、立太子、十四元弘元、九、廿、踐祚、十九

〔増鏡十五村時雨〕御門〇後醍醐遠く遷らせ給はん程、この御子たちもおのがちり〇中になりたまふべし、〇光なごきこえたり、春宮〇光は世をつゝしみて六波羅にわたらせ給ふ、〇中さて例のわづまより

御使のぼれり、代々のためしとかやとて、秋田城のすけ高景、二階堂出羽の入道道雲とかやいふ者ぞまゐれる、西園寺大納言公宗に事の由申て、春宮〇光御位につき給ふ、さるべき御中といひ